

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 山下 保博

本論文は、1968年都市計画法制定前後から今日までの東京都区部の幹線道路の計画・事業における合意形成の歴史の変遷について、地方自治体レベルの政策決定の視点から考察したものである。筆者は、東京都の都市計画行政・道路行政の実務にかかわってきた経験から、計画や事業を円滑に進める上で、①計画合理性、②説明責任、③住民参加 の3要件が全て揃っていることが必要との考えを具体的な事例を用いて論証するとともに、今後の道路整備における合意形成のあり方を総合的に論じたものである。

第1章では本研究の背景と目的、仮説、構成を示している。第2章では国内外の幹線道路の計画論及び合意形成に関する既往研究を整理し、本研究の位置づけをおこなっている。

以下、本論文の成果として評価しうる点は、以下のようにまとめられる。

(1) 1968年都市計画法制定以降の、東京の都市計画道路事案を体系的に整備・分析

第3章では、新法制定後、東京都都市計画審議会の審議に供された区部都市計画道路の計画・整備に係わる都市計画決定（変更）案件約700件をデータベース化している。そして、相互の関連性等を勘案して264事案に集約し、変更内容や変更理由などから、高度成長期、低成長期、バブル経済期、バブル経済崩壊期以降今日までの4期に区分できること、これらに新法制定直前の時期をあわせた5つの年代区分が認められことを示した。その上で、交通容量確保のためのネットワーク整備、モータリゼーションへの対応、道路環境への対策、まちづくりへの対応、都市空間整備への対応など、年代ごとの都市計画変更案件の特徴と変遷を実証的に分析しており、概ね半世紀にわたる道路計画・道路事業の歴史観を提示している。

(2) 幹線道路整備の合意形成に係わる制度的枠組みを体系的に整理・分析

第4章では、前章で示した年代区分に即して、幹線道路整備の合意形成に係わる制度的枠組みを体系的に整理・分析している。住民参加のない旧都市計画法から新都市計画法へ、そして東京都の環境影響評価条例、閣議アセス、立体道路制度や再開発地区計画制度、環境影響評価法、東京都の総合環境アセスメント制度等の変遷を体系化して示している。また、先行する年代の成果と反省が次の年代の制度的枠組みをリードしてきたこと、環境アセスメント制度をはじめ東京都における取組が国の制度化に

先行してきた点などを論証している。

(3) 計画・事業推進の3要件について、代表的事例にそくして実証的に考察

第5章では、各年代区分から代表的事例（9件）を抽出し、合意形成の取り組みを仮説で掲げた3要件（計画合理性、説明責任、住民参加）の視点から考察している。代表的事例は、前後の事例との関係を踏まえ、それぞれの年代の特徴をよく物語る重要な計画・事業が選定されている。ここで計画合理性をまちづくりを含めた総合性、説明責任を情報と課題認識の共有化、住民参加を多様な機会が保証された実質的な参加、と考えて、各事例での取組を詳細に分析している。とりわけ、記録資料を丹念に読み込み、各事例における課題点と解決への取組の特質を抽出している。

つづく第6章では、各事例での分析を横断的に考察し、3要件（計画合理性、説明責任、住民参加）のいずれかが欠けた場合には、原案どおりの対応ができず、構想段階まで計画プロセスを遡上して再検討が必要となることを論証している。

(4) 幹線道路整備の政策決定に係わる3つの経験則

3要件の考察から得られた新たな知見として、経験則ともいうべき3つの法則性が存在することを提示した。それらは、①プロセス遡上の法則（問題が乗じた場合に、計画の構想段階に遡って再検討すること）、②持ち駒多様性の法則（整備手法、情報提供手段、制度に基づかない参加手法など、既定概念にとらわれない多様なツールを、タイミング良く打つこと）③総合調整力の法則（自治体行政者には、住民、関係機関などの間でねばり強く調整するパワーが必要であること）である。

いずれも自らの実務経験を踏まえて、若手自治体職員に発せられた筆者のメッセージであり、自治体レベルの政策的判断にとって有用な視点を提示している。

(5) 幹線道路など社会資本整備の合意形成に係る既往研究の成果を体系的に整理

第2章では、論文テーマである幹線道路の計画・整備における合意形成に着目して、既往の研究成果を概括し、それらの到達点をと今後の研究課題について方向性を示唆しており、今後のこの分野の研究にとって有用である。

(6) 幹線道路整備の今後の方向性を積極的に表明

第7章では、本研究のまとめとして、現在の制度的枠組みの限界と課題点を明らかにし、合意形成のために今後必要と考えられる方向性を提示している。すなわち、道路計画に関する政策決定プロセスでは構想段階での事前の合意形成が重要であることを述べ、今後のP I（パブリックインボルブメント）の法制度化にあたっては、計画の意義などを広く議論できる枠組み、徹底した情報提供、財源措置など、実質的な参画を保証する制度とすべきとの考えを積極的に表明している。

以上の成果により、本論文は、都市内の道路及び街づくりの計画、ないしは道路整備事業における合意形成のあり方について、歴史観を明確に据えながら、具体的な事

例をもとに論証を行ったものであり、今後のこの分野での合意形成のあり方に合理的かつ有用な知見をもたらすものと評価できる。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。